

令和 6 年11月定例会

教育産業委員会資料
(観光文化スポーツ部)

宿泊税の検討状況について

第4回秋田市宿泊税検討委員会（11月21日開催）で示した同委員会の報告書（素案）について報告します。

1 報告書（素案）

(1) 策定経過

今年度、学識経験者や関係団体等で構成される宿泊税検討委員会を設置し、宿泊事業者を対象としたアンケート結果や宿泊税を導入している自治体の事例を踏まえ同委員会でこれまで議論した内容を素案として整理した。

(2) 主な構成

第 1	はじめに
第 2	秋田市の状況について
第 3	秋田市の総合計画等における観光振興施策の位置付けと今後の課題について
第 4	観光振興施策の更なる推進と財源の検討について
第 5	導入目的および使途について
第 6	宿泊税の課税要件について
第 7	導入に当たっての課題や懸案事項について
第 8	おわりに

※詳細は別紙「秋田市宿泊税検討委員会報告書（素案）」参照

2 検討委員会における報告書の総括（案）

第8 おわりに

今年度実施した本検討委員会での議論を集約すると、宿泊税は、観光振興施策を戦略的に実施するために、安定的・継続的な財源確保が見込まれることから、有効な手法であるとの意見が多数を占めた。

しかしながら、宿泊税の導入に当たっては、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解を得ることが重要であり、観光振興の課題解決につながる有効な使途の選定、宿泊者への周知広報、宿泊事業者の事務負担や経費負担の不安解消など様々な課題が指摘された。

そのため、本検討委員会で指摘された様々な課題を整理し、有効な対応策をまとめる必要がある。導入時期については、それらの取組と合わせて検討する必要がある。（秋田市宿泊税検討委員会報告書（素案）抜粋）

秋田市雄和ふるさと温泉大規模改修事業について

秋田市雄和ふるさと温泉の大規模改修事業について、進捗状況と施設の改修内容等を報告するもの

1 令和6年度の事業進捗について

- (1) 大規模改修工事設計業務委託（受託者：株式会社松橋設計）
契約額：¥23,757,800-
進捗：詳細設計中（完了期限：令和7年3月14日）
- (2) 建材アスベスト含有調査（受託者：秋田環境測定センター株式会社）
契約額：¥1,463,000-
進捗：令和6年7月5日完了

2 施設改修について

利用者の居心地や利便性、維持管理性等の向上により集客を図るため、状態が健全な躯体を活かし、以下の改修等を行う。

- (1) 内装および外装の改修
- (2) 各種設備機器の更新
- (3) 大浴場内の改修（白湯新設、サウナ室の拡幅）
- (4) 宿泊室5室のうち2室を洋室化

3 概算工事費について

設計業務において、アスベスト含有対応、資機材および人件費等の上昇、仕様や設計条件の見直しなどの要件により、当初想定していた工事費では不足することから、工事費を増額して対応する。

(千円)

工種	R5想定	概算工事費	増減
建築工事	370,000	540,300	170,300
機械設備工事	430,000	651,500	221,500
電気設備工事	130,000	188,200	58,200
概算工事費計	930,000	1,380,000	450,000

4 活用財源について

- (1) 辺地対策事業債の活用
充当率100%（交付税措置80%）
- (2) 秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画の見直し
事業費を変更するため、令和7年2月議会に議案を上程予定

5 工事スケジュール

- 令和7年 4月 工事発注（分離発注：建築、機械設備、電気設備）
5月 仮契約
6月 本契約を締結（議会の議決）
7月 工事着手（工事期間は約13か月を想定）

文化施設の共通観覧券に係る料金の見直しについて

1 趣 旨

千秋美術館および佐竹史料館の休館を機に発行を休止している共通観覧券について、佐竹史料館のオープンに合わせて共通観覧料の見直しを行い、発行を再開しようとするものである。

2 共通観覧券の目的および対象施設

共通観覧券は、市民が身近な文化施設に親しみ、楽しんでもらい、地域のにぎわい創出の一助とするために発行しており、「秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例」において、対象を以下の9施設としている。

	施設名称	現行観覧料等（円）	備考
1	久保田城御隅櫓	150	
2	佐竹史料館	500	企画展を除く（現在、検討している料金）
3	旧黒澤家住宅	150	
4	赤れんが郷土館	310	
5	民俗芸能伝承館	130	
6	旧金子家住宅		
7	千秋美術館	310	特別展（企画展・コレクション展）を除く
8	秋田城跡歴史資料館	310	
9	如斯亭庭園	310	
	合 計	2,170	

3 共通観覧料の見直し（案）

- ・ 共通観覧券は、導入時（平成24年）において、7施設の観覧料等の合計900円を、500円に割引き発行していた。
- ・ その後、秋田城跡歴史資料館および如斯亭庭園の新設に伴い、当該2施設を対象に加え、観覧料等の合計は1,340円となったが、その際に共通観覧料は500円で据え置いている。
- ・ 今回、料金改定等もあり、対象9施設の観覧料等の合計が2,170円になっていることを踏まえ、発行の再開に当たっては、共通観覧料を1,000円に見直すことを検討している。

史跡秋田城跡保存活用計画の概要について

1 史跡秋田城跡保存活用計画について

史跡秋田城跡の保存管理について、平成31年の文化財保護法の改正に伴い、現在の「史跡秋田城跡保存管理計画」（昭和53年策定、平成26年最終改訂）から、「史跡秋田城跡保存活用計画」に改訂するものである。

2 計画の期間

令和7年度から16年度までの10年間とする。

3 計画の対象範囲

史跡秋田城跡の指定範囲が対象となり、旧雄物川河口部における高清水丘陵一帯の893,733㎡である。

4 策定経過

学識者等で構成する「史跡秋田城跡環境整備指導委員会」等の意見を踏まえ、計画の骨子となる史跡の本質的価値や大綱、基本方針等を整理し、原案を作成した。

5 計画の骨子

保存活用計画の基本的な構成として、以下のとおり、史跡の本質的価値を明示し、それを踏まえた保存活用のための大綱と基本方針を定める。

- (1) 史跡秋田城跡の本質的価値
 - ・最北の古代城柵官衙遺跡
 - ・北方交流の窓口
 - ・地上からも古代遺構が確認できる史跡
- (2) 大綱

「最北の古代城柵官衙遺跡・北方交流の窓口、史跡秋田城跡」を市民の宝として共有し、現在に活かし、未来に伝える

(3) 基本方針

分野	基本方針
保存管理	・史跡の保護と地域住民の生活活動との調和を図った保存管理
活用	・学びの場、交流の場、観光資源としての活用
整備	・自然環境や地形、景観等を活かした整備 ・本質的価値を伝える史跡公園の適切な維持管理と整備
運営・体制	・市民協働による運営・体制の拡充

6 計画の概要

別紙「史跡秋田城跡保存活用計画書【概要版】（案）」のとおりに

7 スケジュール

令和7年1月 史跡秋田城跡環境整備指導委員会で計画最終案を諮る。
3月 2月議会の教育産業委員会で最終案を説明。
4月 文化庁に認定申請を行う。

史跡秋田城跡保存活用計画書【概要版】(案)



令和6年11月秋田市

史跡秋田城跡とは

秋田県秋田市の旧雄物川河口部の高清水丘陵に位置します。秋田城は奈良時代から平安時代にかけて東北地方日本海側(出羽国)に置かれた大規模な地方官庁で、政治・軍事・文化の中心地でした。東北地方に同じように造られた古代国家の地方官庁の遺跡は「城柵官衙遺跡」と呼ばれており、秋田城はその中で最も北に位置しています。古くから研究がなされ、昭和14年(1939)に国の史跡に指定されています。

計画策定の必要性

史跡秋田城跡は、「保存管理計画」(昭和53年3月策定、同62年3月改定、平成26年3月改定)によりこれまで適切に保存してきました。また、『秋田城跡整備基本計画』(昭和62年3月策定)に基づき環境整備を行い、史跡公園として広く市民に活用していただいています。

しかし、環境整備事業の着手から30年以上経過し、初期に行ってきた復元施設等の経年劣化が顕著になってきました。また、これまでは人口増に伴う宅地開発からの保護に重点がおかれてきましたが、近年は観光資源としての活用など、史跡に対して新たな役割が期待されるようになりました。

こうした状況を踏まえて、これまで運用してきた保存管理に加え、活用、整備、運営・体制などについての方針を定めるため、文化財保護法に基づく法定計画である「保存活用計画」を策定しました。

計画策定の目的

史跡秋田城跡の保存および活用に関する施策の方針を明らかにすることを目的とし、史跡の保存管理、活用、整備・運営体制について基本方針を定めます。

計画の期間

令和7年度(令和7年4月1日)～16年度(令和17年3月31日)までの10年間とします。

計画の対象範囲

史跡秋田城跡の指定範囲が対象となります。史跡指定地は、旧雄物川河口における高清水丘陵一帯で、約90ha(893,733㎡)です。

史跡秋田城跡の本質的価値

別紙

①最北の古代城柵官衙遺跡

史跡秋田城跡は、古代国家が設置した城柵の中で最北に位置します。古代城柵として基本的な機能に加え、最北の城柵ならではの特性もみられ、古代交流の結節点となっていました。

②北方交流の窓口

史跡秋田城跡は古代国家の最前線として北方交流を担ったと考えられています。このことを示す遺構や出土文字資料などが発見されています。また、史跡は日本海を間近に望む旧雄物川河口部に位置し、河川・海上交通に適した立地となっており、日本海を通じ北方世界との窓口になっていました。

③地上からも古代遺構が確認できる史跡

築地堀跡などの外郭区画施設が埋没した土塁状の高まり等、現在も地表面で古代遺構が観察できる史跡です。こうした史跡の特徴から、古くから研究が行われてきました。

大綱(基本理念)

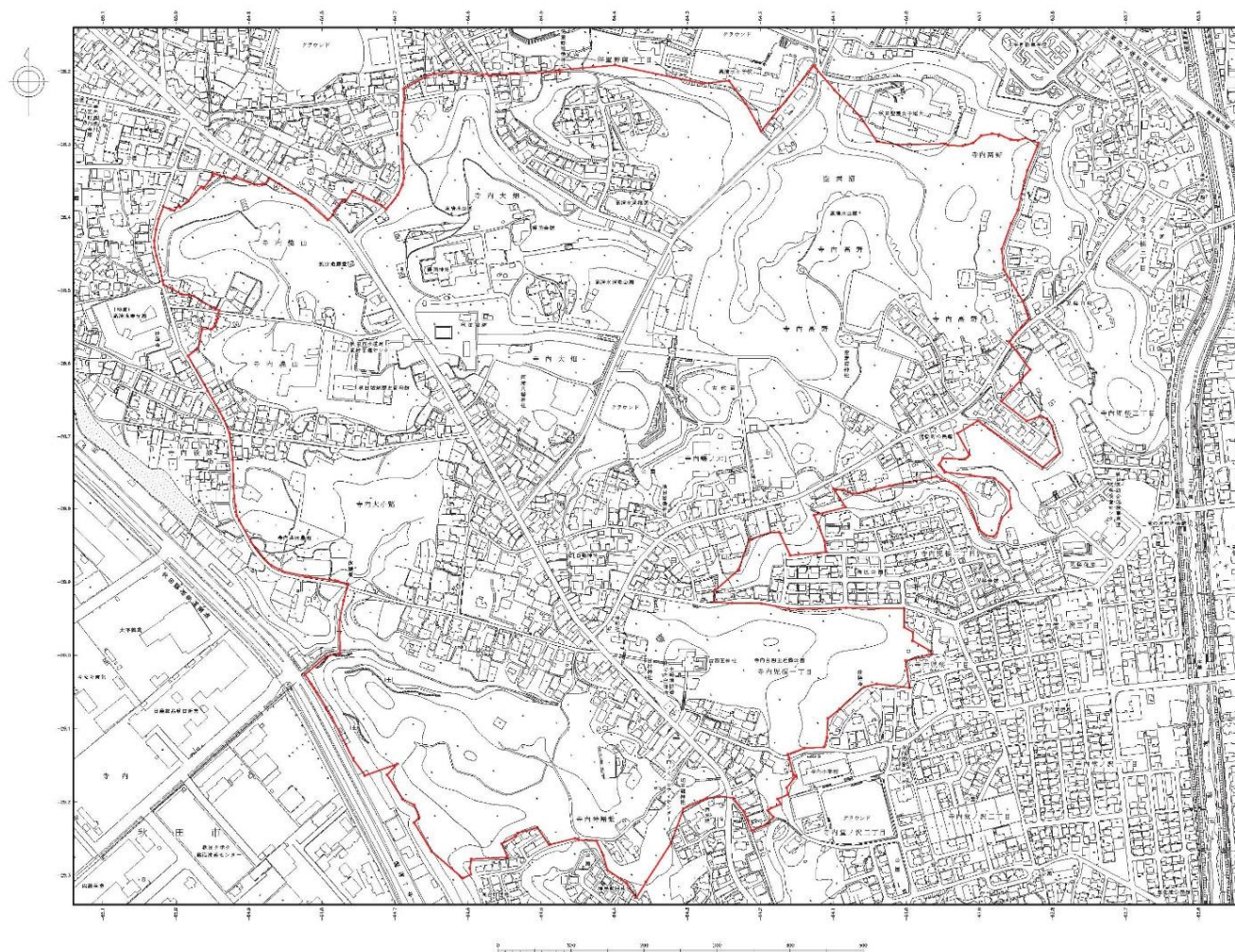
「最北の古代城柵官衙遺跡・北方交流の窓口、史跡秋田城跡」を市民の宝として共有し、現在に活かし、未来に伝える

基本方針・方向性・方法

	基本方針	方向性(方法)
保存管理	史跡の保護と地域住民の生活活動との調和を図った保存管理	- 発掘調査に基づく保存管理基準と地区区分の明確化を行い、史跡を保護します。 - 保存管理基準に基づく土地公有化を行い、史跡を保護します。 - 自然環境の適切な管理を行います。
活用	学びの場、交流の場、観光資源としての活用	- 史跡公園や資料館を中核として、学びの場としての活用のため、自主事業の拡充と学校教育等の利用促進を行います。 - 交流の場としての活用のため、史跡の多様な利用促進を図ります。 - 観光資源としての活用の拡充を図ります。 - 活用から運営・体制への橋渡しや整備地等の活用のされ方の把握を行い、運営・体制や整備に活かします。
整備	自然環境や地形、景観等を活かした整備 本質的価値を伝える史跡公園の適切な維持管理と整備	- 地上に現れている遺構を保護し、自然環境や地形、景観等を活かした整備を行います。 - 既存整備地の修理改修を行い、本質的価値を伝えることに支障がないような長寿命化を図ります。 - デジタル技術等を活用し、未着手整備地(焼山・大畑地区等)に対する整備を実施します。
運営・体制	市民協働による運営・体制の拡充	- 総合拠点施設として秋田城跡歴史資料館の管理・調査・整備体制について維持・継続・拡充を行います。 - 市民協働による運営・体制の拡充、関係人口の拡大を図ります。



史跡秋田城跡の位置と関連遺跡



計画の対象範囲(史跡秋田城跡指定範囲)

佐竹史料館の開設について

現在工事を実施している佐竹史料館の条例の目的や事業、運営の基本的な考え方についての検討状況を報告します。

1 目的および事業

佐竹史料館は、重要文化財等の展示をスムーズに行うことが可能となる「公開承認施設」を目指す博物館として、また観光振興や地域活性化に寄与する施設として、目的および事業を以下のとおりとする。

目 的	・佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料の継承 ・本市における教育、文化の向上 ・歴史を生かしたまちづくり、にぎわいづくり
事 業	・佐竹氏および秋田藩に関する歴史資料の収集、保存、展示 ・佐竹氏および秋田藩に関する調査研究 ・市民の郷土の歴史に関する学習支援、人材育成 ・歴史を生かしたまちづくり、にぎわいづくり ・その他、佐竹史料館の目的を達成するために必要な事業

2 運営の基本的な考え方

(1) 開館時間	9時から16時30分まで		
(2) 休館日	全館休館	12月29日から1月3日まで	
	展示室のみ休館	展示替え、燻蒸作業の期間	
(3) 観覧料 ※高校生以下は、 無料とする。	常設展観覧料	個人	1人 500円
		団体(20人以上)	1人 400円
		年間パスポート	1人 1,300円
	企画展観覧料	市長が別に定める	
(4) 使用料	講義室	1時間につき	2,100円
	屋上テラス	1㎡1時間につき	5円
	屋外広場	1㎡1時間につき	5円
	ただし、参加費等を徴収する場合や営利目的、時間外の使用料は、上記金額の2倍とする。		

3 オープンに向けた検討状況

(1) 展示

常設展示	佐竹史料館所蔵資料や寄託資料等の実物展示のほか、写真やパネルなどを用い、佐竹氏や秋田藩の歴史の全体像を紹介する。
企画展示	テーマを設定し、他博物館が所蔵する重要文化財等を借用展示するなど、佐竹氏や秋田藩を様々な角度から紹介する。

(2) ショップ

千秋公園売店を佐竹史料館内に移転するとともに、ミュージアムグッズやお土産品などを取り扱う。